

1 利用上の注意

- (1) 統計表の数値は、令和7年5月1日現在の数値です。
- (2) 統計表に掲げた数値は、京都市内の国立、府立、市立及び私立を含めた同一校種の学校全体についてのものです。
- (3) 「－」は、該当数値のないものです。
- (4) 構成比の総数とその内訳の合計は、四捨五入したため必ずしも一致しません。
- (5) 統計表の数値は京都市域分を再集計したものであり、文部科学省において公表される数値と相違することがあります。

2 用語解説

幼保連携型 認定こども園	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。（認定こども園法第2条）
義務教育学校	心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする施設をいう。 修業年限は9年である。
高等学校の 定時制昼夜別	・昼夜併置（昼と夜の課程を併置している学校） ・昼夜（昼又は夜に授業を行っていても、年間計画として昼夜にわたり授業を行う学校）
専修学校	学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行い、修業年限1年以上、授業時間数が文部科学大臣所定の時間数以上、教育を受けるものが常時40名以上であるもの（同法第124条）
専修学校の 課程	・高等課程（中学校卒業若しくはそれと同等以上の学力があると認められることを入学資格とする課程） ・専門課程（高等学校卒業若しくはそれと同等以上の学力があると認められることを入学資格とする課程） ・一般課程（高等課程又は専門課程以外の教育を行う課程）
各種学校	学校教育に類する教育を行う施設で、専修学校以外のものをいう（同法第134条第1項）。